ヤングケアラーについて

福祉部 福祉政策課

ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども

※ 法律上の明確な定義はなし

引用:文京区地域福祉保健計画

ヤングケアラーが行っていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょう だいの世話や見守りをして いる。



目の離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障がいや病気のある 家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして いる。

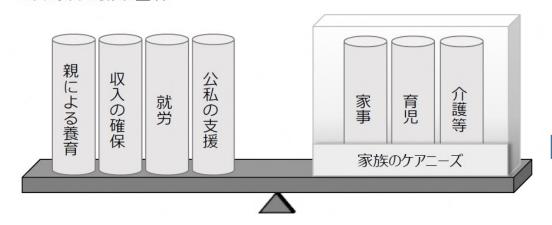


障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している。

引用:厚生労働省

なぜ、子どもがケアを担うのか

■バランスの取れた生活



■ヤングケアラーによるバランスの保持

バランスを保ち続けるために、子どもが ケアを担い続けざるを得ない家族システム となってしまう。 増加 増加 分 で が 対 の 支援 家族のケアニーズ 家族のケアニーズ

引用:ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン

子どもの権利とは

児童福祉法第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、 その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び 発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)



生きる権利

れること



育つ権利

すべての子どもの命が守ら もって生まれた能力を十分 に伸ばして成長できるよ う、医療や教育、生活への 支援などを受け、友達と遊 んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働な どから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団 体を作ったりできること。

出典:公益財団法人日本ユニセフ協会

ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。

なぜ、支援が必要か

ヤングケアラーは、<u>年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担</u> を日常的に負うことにより、

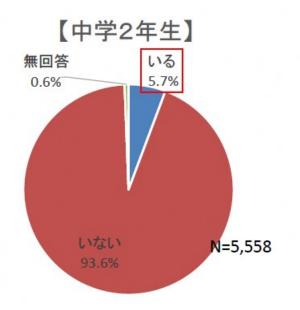
- 学校に行けない、睡眠不足で授業中に居眠りしてしまう
- 宿題などの勉強をする時間がとれない
- 部活動や習い事ができない
- 友達と遊んだりおしゃべりしたりする時間がない
- 自分の自由なことをする時間や場所がない
- 進学や就職を諦めてしまう

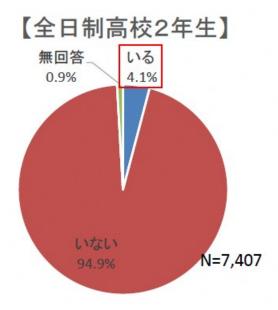
その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けない等、 子どもの健やかな育ちや教育、将来に影響があると考えられる。

厚生労働省において文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、ヤングケアラーの実態調査研究を実施。令和3年3月に結果がまとめられた。

《ヤングケアラーの割合》

中高生に対し、世話をしている家族の有無について質問。





「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

左記の令和3年3月報告の 中学2年生・高校2年生対象の全国調査では、 中学生の17人に1人 高校生の24人に1人

がヤングケラーである。

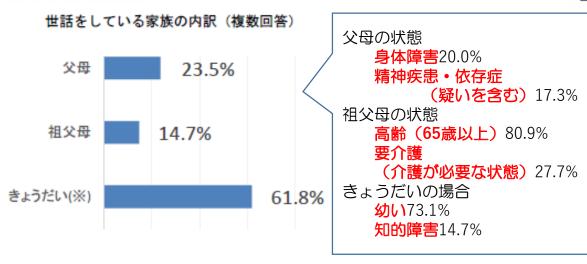
令和4年4月報告の 小学6年生・大学3年生対象の全国調査では、 家族の世話をしている 小学生6.5% 小学生の15人に1人 大学生6.2% 大学生の16人に1人 がヤングケアラーである。

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和4年3月) 株式会社日本総合研究所

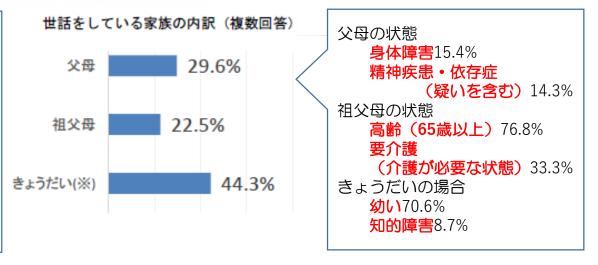
しかし、文京区の各種実態調査では、ほとんどあがってこない現状がある。

《ヤングケアラーが世話をしている家族》

【中学2年生】



【全日制高校2年生】

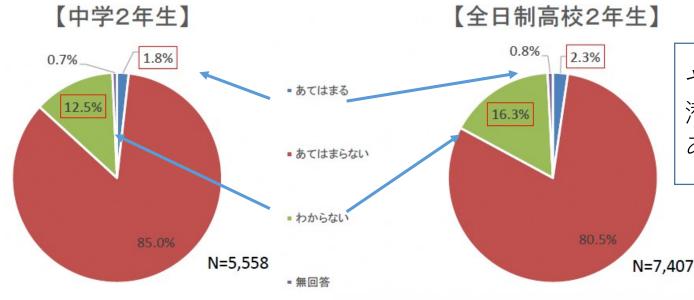


「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

世話を必要としている家族の状況は様々であり、多様な機関がヤングケアラーを把握する可能性がある。また、ヤングケアラーの家族を多様な機関へ支援につなぐ必要がある。

《ヤングケアラーの自己認識》

中高生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。



ヤングケアラーであるという自覚がない 潜在的なヤングケアラーがいる可能性が ある。

> 図表-161 ヤングケアラーの自己認識×世話に費やす時間 (平日1日あたり)

図表-160 ヤングケアラーの自己認識×世話をしている頻度

								(%)
		調査数	ほぼ毎日	3週 5 日	1週 2 日	数 日 か 月 に	その他	無回答
ヤングケアラー かどうか	あてはまる	106	63.2	14.2	11.3	6.6	2.8	1.9
	あてはまらない	290	40.0	18.3	13.8	4.1	4.5	19.3
	わからない	238	47.9	17.6	13.0	7.6	2.5	11.3

				(%0)	
調査数	3時間未満	3~7時間未満	7時間以上	無回答	
106	31.1	35.8	21.7	11.3	
290	44.5	18.6	6.6	30.3	
238	35.7	25.2	13.0	26.1	

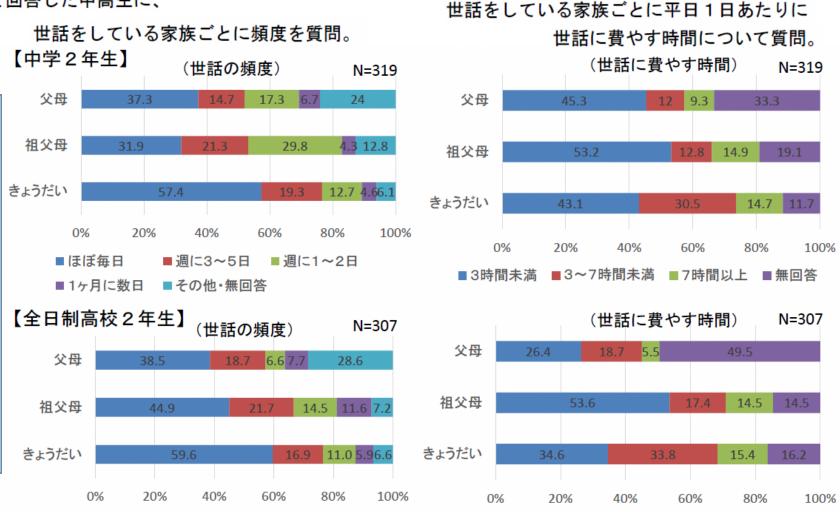
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

《世話の状況》

世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、

ほぼ毎日の頻度で 父母やきょうだいの 世話を担う中高生が いる。

平日1日あたり 7時間以上を世話に 費やしている中高生 が約1割いる。



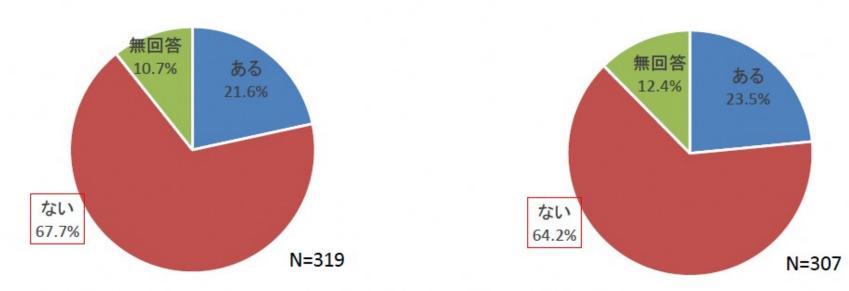
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

《相談》

世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無について質問。

【中学2年生】

【全日制高校2年生】



「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

相談したことがない割合が半数以上を占めている。 子どもからの相談しづらさや家庭内の問題は表面化しにくい現状がある。

ヤングケアラー支援に向けて

自ら相談することが難しい子どもや、ヤングケアラーと 認識していない潜在的なヤングケアラーを早期に把握し、 支援につなげるため、接点のある福祉・介護・教育・ 子育て・地域の担い手等の関係者が発見し、連携して ヤングケアラー及びその家族に関わることが必要である。